

端末設備貸出サービスに関する契約条項

第1条（端末設備の貸出）

シーシーエヌ株式会社（以下「CCN」といいます。）は、ケーブルプラス電話加入者（以下「加入者」といいます）に対し、その加入者との間で締結している1のケーブルプラス電話契約につき、1のCCNが別途指定する端末設備（種類の異なる複数のネットワークを接続するための機器であって、通信プロトコル変換およびIPルーティング等の機能を有するものをいいます。以下「ホームゲートウェイ機器」といいます。）を無償で貸与します。

第2条（端末設備機器の設置および撤去等）

CCNは、前項に基づき加入者に貸与する端末設備機器を加入者が指定した設置場所（ただし、電話サービスの提供を受けることができる場所に限ります。）に設置し、その設置した日から加入者に対する当該端末設備機器の貸与が開始されるものとします。

2 加入者は、端末設備機器と加入者の機器とを接続しようとするときは、その接続方法および設定内容等についてCCNの指示に従うものとします。

3 端末設備機器と加入者の機器との接続に必要となる物品および端末設備機器を使用するにあたり必要となる電源等は、加入者の責任と費用負担で準備するものとします。

4 CCNは加入者に対して、貸与開始において端末設備機器が正常な機能を備えていることのみを担保し、端末設備機器の商品性および加入者の使用目的への適合性については一切担保しません。

第3条（端末設備機器の使用および保管など）

加入者は、端末設備機器を善良なる管理者の注意を持って使用および保管するものとします。

2 加入者は、端末設備機器を第三者に譲渡し、転貸し、自己もしくは第三者のための担保として提供し、または使用させ、端末設備機器を改造もしくは改変または加入者が利用契約において指定した当該端末設備機器の設置場所以外の場所に移転してはならないものとします。また、加入者は、電話サービスを利用する目的以外に端末設備機器を使用してはならないものとします。

3 加入者は、端末設備機器に故障、滅失または毀損等が生じたときは、直ちに、その旨をCCNに通知します。CCNはその通知を受領後、故障、毀損等の生じた端末設備機器（以下「故障品」といいます。）と同一機種もしくはほぼ同等の機能を有する正常な端末設備機器（以下「代品」といいます。）を提供し、加入者は、故障品をCCNに返却するものとします。

4 前項の規定に拘らず、CCNは、加入者の責に帰すべき事由により端末設備機器に故障、滅失または毀損等が生じたときは、加入者に対し、別表1「端末設備機器購入代金相当額」に定める額を請求できるものとします。

第4条（端末設備機器の返還等）

加入者は、解約等の理由で端末設備機器の返還が必要となった場合は、その旨を速やかにCCNへ連絡し、端末設備機器の返還に係る工事の依頼を行うこととします。

2 端末設備機器の返還に係る工事は、CCNが特別と認める場合を除き、CCNまたはCCNが指定する業者が行うものとします。

3 解約等の理由で利用契約が解除された場合、加入者は直ちに端末設備を返却するものとします。なお、CCNに返却がない場合は、CCNは解約費用とは別に、端末設備機器購入代金相当額を請求できるものとします。

第5条（責任の範囲）

CCNおよびKDDI 株式会社（以下「CCN等」といいます。）は、CCN等の責めに帰すべき事由に基づく端末設備機器の故障、滅失または毀損等により加入者が損害を被った場合、約款に規定された電話サービスに係る定額利用料に相当する額を限度としてその損害を賠償します。ただし、CCN等に故意または重大な過失がある場合は、この限りではありません。

2 CCN等は、端末設備の修理等にあたってCCN等の責めに帰すべき事由により加入者の機器その他の物品等に損害を与えた場合、約款に規定された電話サービスに係る定額利用料に相当する額を限度として損害を賠償します。ただし、CCN等に故意または重大な過失がある場合は、この限りではありません。

3 前二項の場合において、CCN等は、CCN等の責めに帰すべからざる事由により加入者が被った損害について、その責任を一切負わないものとします。

別表1 端末設備機器購入代金相当額

端末設備機器購入代金相当額	14,300 円
---------------	----------